

○座間市地域防災推進員設置要綱

(平成24年10月15日告示第139号)

改正 平成24年11月27日告示第149号 平成30年3月1日告示第17号

(目的)

第1条 この告示は、市民の防災・減災意識の高揚、自主防災組織の育成等を行うために、地域防災推進員（以下「推進員」という。）を置き、もって防災・減災対策の推進を図ることを目的とする。

(職務等)

第2条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 防災・減災知識の普及に関すること。
- (2) 自主防災組織の育成に関すること。
- (3) 防災訓練の指導に関すること。
- (4) その他防災・減災業務に関し市長が必要と認めること。

(活動区域)

第3条 推進員の活動区域は、当該推進員が居住している地区自治会連合会の地区内とする。ただし、他地区の自治会等からの依頼又は市長からの要請を受けたときは、この限りでない。

(定数)

第4条 推進員の定数は、次条第1号に掲げる者にあつては地区自治会連合会単位2人以内、同条第2号に掲げる者にあつては13人以内とする。

(委嘱)

第5条 市長は、次に掲げる者を推進員として委嘱する。

- (1) 地区自治会連合会単位において、当該地区内に居住する住民のうちから、心身共に健康で、地域の防災・減災活動に熱意を有する者を、地区自治会連合会会長が地域防災推進員推薦書（第1号様式）により推薦し、本人が承諾書（第2号様式）により承諾した者
- (2) 市内に居住し、心身ともに健康で、地域の防災・減災活動に熱意を有する者で、地域防災推進員自己推薦書（第3号様式）により自己を推薦し、座間市地域防災推進員認定委員会において認められた者

(任期)

第6条 推進員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1号に掲げる推進員欠けた場合の補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進員が第4条に規定する定数に満たない場合で、新たに委嘱された者の任期は、市長が別に定めるものとする。

(解嘱等)

第7条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、推進員が次のいずれかに該当するときは、これを解嘱するものとする。

- (1) 心身の故障のため、その職務を遂行できなくなったとき。
- (2) 推進員としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 市内に居住しなくなったとき。
- (4) 推進員から辞職の申出があったとき。

(活動報告)

第8条 推進員は、次のいずれかの活動を実施したときは、活動報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 住民への防災・減災知識の普及及び防災・減災意識の高揚を目的として、講習会等を企画し、及び開催したとき。
- (2) 自主防災組織の育成を目的として、講習会等を企画し、及び開催したとき。
- (3) 総合防災訓練、地域防災訓練その他の防災訓練の実施に当たり、自主防災組織の訓練の立案等の指導を実施したとき。
- (4) その他市長が活動報告書の提出が必要であると認めた活動を実施したとき。

(身分証明書)

第9条 市長は、推進員に身分証明書（第5号様式）を発行するものとする。

(貸与被服等)

第10条 市長は、推進員に略帽及びベストを貸与するものとする。

- 2 推進員は、任期を満了したとき又は解嘱されたときは、前項の略帽及びベストを返納しなければならない。

(報償金)

第11条 市長は、推進員が第8条の活動をしたときは、予算の範囲内において報償金を支払うことができる。

- 2 報償金の額は、1回につき8,400円とする。

(実施細目)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日後、最初に委嘱される推進員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 3 平成25年3月31日以前に実施した第8条の活動に係る推進員の報償金の支払は、第11条の規定にかかわらず、1人につき1回までとする。

附 則（平成24年11月27日告示第149号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月1日告示第17号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

地域防災推進員推薦書

[別紙参照]

第2号様式（第5条関係）

承諾書

[別紙参照]

第3号様式（第5条関係）

地域防災推進員自己推薦書

[別紙参照]

第4号様式（第8条関係）

活動報告書

[別紙参照]

第5号様式（第9条関係）

身分証明書

[別紙参照]